ニュースコンテナー記事 No. 5 ■ 発行 2023.9.10

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案) に関する意見募集について



2018 年の食品衛生法改正により導入され、2020 年 6 月 1 日より施行されているポジティブリスト (以下、PL)制度(安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする 仕組み)においては、施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、 又は営業上使用されている器具・容器包装と同様のものが同日から起算して 5 年を経過する日まで の間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される合成樹脂の 原材料でこれに含まれる物質については PL に掲げられているものとみなすことができるとの経過 措置が設けられています。

厚生労働省は、経過措置が終了するまでの間に、既存物質(施行日前に器具・容器包装の原材料 として使用実態があった物質)の PL について再整理を進め、改正案について薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会器具・容器包装部会にて審議の上了承され、内閣府食品安全委員会の食品健康影響 評価についての回答が得られたことから、規格基準の改正を行うにあたり、以下の内容に関して、 2023 年 8 月 4 日から 9 月 3 日まで意見募集を行いました。

改正の概要

昭和 34 年厚生省告示第 370 号「第 3 器具及び容器包装」中の「A 器具もしくは容器包装又は これらの原材料一般の規格」の項及び別表第 1(PL)について、以下の改正を行う。

〈PL の収載物質(合成樹脂)の範囲〉

•合成樹脂以外の材質と区別化

〈別表第1第1表の改編〉

•収載物質の整理 ・制度の運用を考慮した改編

・制限の撤廃(食品区分、使用温度)

〈別表第1第2表の収載内容の整理〉

•収載内容の整理(消除、移動、統合、制限の変更)

告示日及び適用期日

告示日:2023年中

適用期日:2025年6月1日

当社は、食品衛生法に基づく登録検査機関として、器具・容器包装に関する食品添加物の規格 基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2023年8月4日付 電子政府の総合窓口

(https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?segNo=0000257650)を引用して作成

研究開発部 加藤吉紀

The Knights of Environmental Science PFAS の小冊子進呈中!

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.jp

PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で 安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の 残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。 当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

